

## 高圧ガス保安法の規制

高圧ガス保安法では、高圧ガスの移動を規制しています。そのため、高圧ガスを移動する場合は、高圧ガス容器について保安上必要な措置を講じ、積載方法と移動方法について技術上の基準に従って行う必要があります。

高圧ガスの移動に係る関係法令を、以下に一部抜粋で示します。

### 法

#### (目的)

第1条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もつて公共の安全を確保することを目的とする。

#### (移動)

第23条 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。

2 車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

### 省令（液化石油ガス保安規則の例）

#### (移動に係る保安上の措置及び技術上の基準)

第47条 法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条及び第49条に定めるところによる。

#### (その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第49条 前条に規定する場合以外の場合（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）による場合を除く。）における法第23条第1項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合にあつては、この限りでない。
- 一の二 一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から15年を経過したものを、液化石油ガスの移動に使用しないこと。
- 二 充填容器等は、常に温度40度以下に保つこと。
- 三 突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと。

- 四 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
- 五 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合にあつては、この限りでない。
- 六 充填容器等は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しないこと。ただし、内容積 120 リットル未満の充填容器等と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合にあつては、この限りでない。
- 七 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合にあつては、この限りでない。
- 八 質量 3,000 キログラム以上の液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十四号から第十八号までの基準を準用する。この場合において、前条第十七号口中「容器を固定した車両」とあるのは、「当該ガスの充填容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。
- 九 液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十八号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が 25 リットル以下である充填容器等（液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が 50 リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

(例示基準)

例示基準は、省令で定める機能性基準（技術上の基準）に適合する例を示した基準です。こちらの詳細は、経済産業省のウェブサイトをご覧ください。

- ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/sangyo/hipregas/files/20210315\\_hg\\_17.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20210315_hg_17.pdf)

(55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）)